

令和7年度 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している国の統計調査

I 基幹統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「基幹統計調査」とは、公的統計の中核となる「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査の総称です。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	労働力調査	https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html	本調査は、労働力統計（国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	4万世帯、10万人
2	総務省	小売物価統計調査（家賃調査）	https://www.stat.go.jp/data/kouri/index.html	本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	約2,000事業所（約2.8万世帯分）
3	総務省	家計調査	https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得る。	毎月	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	0.9万世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
4	厚生労働省	国民生活基礎調査	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html	本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	簡易調査：毎年（大規模調査年を除く） 大規模調査：3年（令和7年）	4～7月	世帯票【健康票・介護票】：厚生労働省－都道府県－（保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－報告者 所得票【貯蓄票】：厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）－福祉事務所－調査員－報告者 ※【】内の調査票は大規模調査のみ	全国	簡易調査：5.5万世帯、13.2万人（うち、所得票：1.3万世帯、3万人） 大規模調査：27.7万世帯、66.1万人（うち、介護票：0.6万人、うち、所得票・貯蓄票：5万世帯、
5	総務省	国勢調査	https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/index.html	本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。	5年	9～10月	総務省－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員－報告者	全国	12,600万人、5,570万世帯

II 一般統計調査※（調査実施時期の早いものから順に掲載）

※ 「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査の総称です。

基幹統計調査と同様、その実施に当たって総務大臣の承認が必要とされるなど、公的統計の作成において、重要な位置を占めるものです。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
1	総務省	家計消費状況調査	https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html	個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。	月	毎月	総務省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	30,000世帯
2	厚生労働省	社会保障生計調査	https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/70-15.html	生活保護法に基づく被保護世帯の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	月	毎月	1. 福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者 2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者	全国	約1,100世帯
3	環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査	https://www.env.go.jp/eart/h/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html	家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。	2年	毎月	環境省－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
4	厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査 (第17回出生動向基本調査)	https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/118-1.html	本調査は、他の公的統計では把握することのできない結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	5年	6～7月	厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）－都道府県(政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区)－保健所－調査員－報告者	全国	1,000地区 (夫婦10,000組、 独身者17,000人)
5	厚生労働省	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	https://www.mhlw.go.jp/tokei/list/kateiseikatsuishiki/h22.html	一般世帯及び生活保護法に基づく被保護世帯の生活実態及び生活意識を把握することにより、生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得る。	3年	7月	1. 福祉事務所を設置しない町村： 厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者 2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者	全国	一般世帯： 約32,800世帯 被保護世帯： 約1,100世帯
6	こども家庭庁	乳幼児栄養調査	https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的とする調査。	10年	9月	こども家庭庁－民間事業者（調査員）－報告者	全国	5,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
7	国土交通省	住宅市場動向調査（注文住宅を除く）	https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600630&tstat=000001017729&cycle=8&tclass1val=0	住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的とする調査。	1年	9月～12月	国土交通省－民間事業者（調査員）－報告者	3大都市圏	2,400世帯
8	厚生労働省	国民健康・栄養調査	https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/itiran/gaiyo/k-eisei.html	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	10～11月	厚生労働省－都道府県・保健所設置市・特別区－保健所－調査員－報告者	全国	約23,750世帯
9	厚生労働省	公的年金加入状況等調査	https://www.mhlw.go.jp/to/ukei/list/141-1.html	公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	3年	10月下旬～11月中旬	厚生労働省－日本年金機構－調査員－報告者	全国	約9万世帯（約20万人）

整理番号	実施機関	統計調査の名称	URL	目的	調査周期	調査票の配布収集等のため共同住宅の建物内への立ち入り 予定時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
10	こども家庭庁	青少年のインターネット利用環境実態調査	https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet-research/details/#moku-teki	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	11月	こども家庭庁－民間事業者（調査員）－報告者	全国	13,000人